

主権者である市民に説明と市民の声を聴く場を ～9月からの水道料金の平均改定25.01%は撤回、4カ月延期に～



6月19日川口市議会6月定例会の閉会日に、川口市は新型コロナウイルス感染症に伴う市民生活や地域経済への影響を踏まえて、9月から予定していた水道料金の平均改定25.01%の値上げを撤回して来年1月からに延期する議案を提出。

これまで日本共産党川口市議団は、水道料金大幅改定について①市民合意が不十分である②大幅な負担増である③川口市にも低所得世帯に水道料金・下水道使用料の減額制度を創設すべきであると市民の声をもとに主張、4月30日に市長に対して「新型コロナウイルス感染拡大に伴う市の支援充実を求める要望書」を提出するなど、9月からの値上げを撤回するよう求めてきました。

今回の議案に質疑を行い、賛成しましたが、引き続き料金値上げに対して、主権者である市民への説明と市民の声を聴く場を設けるよう求めました。

【改定内容は】

- ① 水道料金の値上げは9月からの予定を来年1月からに延期
- ② 予定していた9月からの、クレジットカードでの支払い、スマートフォン等を利用したキャッシュレス決済による支払い、口座振替払いによる割引制度（2カ月で110円割引）は当初の予定通りに実施。

【来年1月から水道料金が値上げされると】

川口市が示している資料でも、水道料金の改定により、1カ月当たり現行2,411円が3,031円に、これまでより月620円、年間7,440円の値上げとなります。これは1カ月の使用水量17m³、口径20mm管の世帯での平均参考数値としていて、5人世帯では月4,856円が6,087円に、月1,231円、年間14,772円の値上げとなってしまいます。

【議案に対する質疑で】

党川口市議団は議案（川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）に対して質疑しました。

水道料金改定の実施時期を9月1日から来年1月1日に延期するものですが、その分の財政措置については金額や方法について、市は一般会計を活用し、1カ月あたり2億円を想定していることがわかりました。

そもそも日本共産党市議団としては、この度の平均25.01%もの水道料金改定について市民合意が不十分だと考えています。改定を延期するわけですから、その間に地方公営企業法もとの水道事業のあり方や、水道法に基づく総括原価方式の採用など市内各地で市民にきちんと説明の場、ならびに市民の意見を聞く場を設けるべきと主張しました。

また、財政措置についてですが、川口市として一般会計による措置を行うことは、住民の福祉の増進を図ることを位置づけている地方自治法の主旨からしても、大切なことと述べるとともに、水道事業はそもそも地方公営企業法のもとに独立採算が求められていますが、命に関わる水についての料金がそのように決められる仕組みでいいのか、国の政治の在り方も問われると主張。老朽化した水道管の工事等についてきちんと国庫補助がつくよう改めて求めました。また、さいたま市で実施している低所得世帯への減額措置についても川口市で実施すべきであり、福祉的観点からも一般会計からの財政措置も検討することを改めて求めました。

これまで私たち議員団が市民の声を聞く中でも、値上げを知らない方、大幅引上げに驚く方もたくさんいて市民合意は不十分です。そもそも主権者である市民が行政から十分に説明を受けて、その上でおおいに議論して判断すべき問題だと主張しました。



川口市や埼玉県の 中小・小規模事業者支援制度について

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、暮らしと健康・営業など甚大な影響がでています。市議会6月定例会では、専決処分を含め47議案の審議が行われました。その中で可決された、中小・小規模事業者に事業活動の継続を支援するための「中小企業等事業継続支援金」についてお知らせします。

この制度は国の「持続化給付金」の対象外となる市内中小企業の事業継続を支援するためのもので、7月～2ヶ月程度で1社20万円を支給する事業です。(手続きの簡素化など検討中)

➡お問い合わせ:川口市経営支援課雇用支援係
(電話 048-258-7921)

また埼玉県では「埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金」(第2弾)として埼玉県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて5月12日から5月31日までの間に16日以上休業(この間営業停止等の行政処分を受けていないこと)し、2019年の月平均売上が15万円以上の方を対象に、10万円の支援金を支給する事業を行っています。申請期間は7月17日(金)までとなっています。

➡お問い合わせ:埼玉県中小企業等相談窓口
(電話 048-830-8291) (受付時間 平日・休日ともに9:00~18:00)

詳しくは川口市経済部経営支援課のホームページをご参照頂くか、
日本共産党川口市議団(048-267-8411)まで、お問い合わせ下さい。

7月の無料法律相談

◎日時 / 7月14日(火) 18時30分～

◎会場 / 日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

ご相談者が増えています。事前にご予約の上お越し下さい。
相談ご希望の方は地域の党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。

なお、コロナウイルス対策のため、申し込みの際は
必ずご連絡先の電話番号をお知らせ下さい。よろしくお願ひします。

主催: 日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

知っ得情報

生活保護制度は、憲法25条にもとづく国民の権利です。

コロナ禍で生活困窮に陥った人が、生活保護申請を諦めることがないように厚労省の事務連絡も活かして、ためらわず制度を活用しましょう。

問 どんな人が生活保護を利用できますか。

答 働いていても、年金などの収入があっても、収入が生活保護基準以下であれば誰でも利用することができます。保護基準額から収入の一部を引いた、その差額が「保護費」として支給されます。

問 どうすれば利用できますか。

答 各市区の福祉事務所(川口市は第二庁舎2階の生活福祉課)で申請します。

令和2年4月7日厚労省事務連絡

「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護等における対応について」

申請相談にあたっては〔略〕申請の意志のある方に対しては、生活保護の要否判定のみを聴取すること〔略〕面接が長時間にならないよう工夫。面接時の適切な対応(保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為は厳に慎むべきこと等、速やかな保護決定)をする。

問 自動車を保有していても利用できますか。

答 保有も運転も制限されていますが、山間へき地、事業用、障がい者の通勤・通院・通所など認められることがありますので、ご相談下さい。

令和2年4月7日厚労省事務連絡

「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護等における対応について」

「保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合〔略〕(通勤自動車の)保有を認める」

問 ホームレス状態でも生活保護は利用できますか。

答 路上、漫画喫茶、ネットカフェからでも申請はできます。アパートが見つかったら、敷金と引っ越し費用が出ます。

令和2年4月7日厚労省事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について」

「自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設〔略〕ビジネスホテル、旅館等の〔略〕確保を進めていただくようお願いいたします」